

第6章 証 拠

第一節 証拠の概説

一 民事訴訟の証拠の概念

民事訴訟の証拠とは、民事事件の真実の状況を証明する各種の事実材料をいう。

「証拠材料」とは、民事訴訟の当事者が法院に提出する、または法院が職権により収集する事件事実を証明する各種の材料をいう。また、当事者の質証を経て法院に事件事実を認定する根拠として採用された証拠材料を「定案証拠」、「裁判証拠」または単に「証拠」という。定案証拠は証拠材料から生まれ、証拠材料は定案証拠の原形態である。

民事訴訟法においては、「証拠」という用語は「証拠材料」を意味することも（中国民訴64・68条）、「定案証拠」を意味することも（中国民訴200条）ある。また、未だ審査、認定されていない「証拠」について、「証拠材料」という概念を用いて判断の根拠となる「証拠」と区別している場合（証拠規定1・14・34条）もある。しかし、立法も理論も実務もそれらを区別せずに「証拠」という用語を用いている。

二 民事訴訟の証拠の属性

民事訴訟の証拠の属性とは、民事訴訟の証拠として具備しなければならない性質と要件をいい、判決の根拠とする民事訴訟の証拠は、客観性、関連性、合法性の三つの基本的属性を有すると解される。

1 客観性

客観性とは、証拠は客観的に存在する事実であり、憶測や虚構ではないことを

いい、証拠の客観的真實性ともいう。客観性には二つの面があり、一つは、証拠は人証であれ物証であれ、形式上、客観的に存在する実体であること、もう一つは、証拠の内容は事件の關係事実に對する客観的記録、反映であり、客観的に存在する事實であつて主観的想像や憶測による事實ではないことである。証拠の客観性を保障するために、当事者とその他の訴訟參與者は、法院に真實の証拠を提出しなければならず、証拠を偽造、改ざんしてはならない。また、法院は、証拠の調査・収集および審査・確認にあつて、客観的・全面的でなければならず、先入観にとらわれ、片面的に局部的現象に基づき全体を推論し、誤つた結論を出してはならない。

民事訴訟の証拠の客観性を強調することは、証拠の提出、運用が主観的側面を有することを否定するものではない。しかし、主観的認識、主観的判斷と客観的状況を最大限に一致させなければならない。

2 関連性

関連性とは、相關性ともいい、民事訴訟の証拠が要証事實と一定の客観的関連を有さなければならないことをいう。要証事實と無關係であれば、たとえ客観的事實であつたとしても、事實認定の証拠とすることはできない。証拠と要証事實との関連性が強ければ強いほど、その証明力も高くなり、関連性が弱まれば低くなる。

証拠の関連性を理解するにあつては、以下の点に注意しなければならない。

1) 関連性は客観的に存在するものであり、根拠のない憶測ではない。証拠と事件事實の関連性は、訴訟主体の認識、法官の主観的判斷を要するが、客観的なものでなければならず、主観的臆断であつてはならない。たとえば、原告が、被告には他の事案でもしばしば故意の違約があつたという事實をもつて、当該事件の被告の違約行為の存在を証明しようとするときには、このような関連性は実証不能な推測にすぎず、関連に客観性はなく、法官は兩者の間の関連性を認定することはできない。

2) 関連性は直接的関連でも間接的関連でもよい。たとえば、契約書は契約法律關係の存在を直接証明するものであり、一方当事者の業務計畫書に相手方と契約締結の計畫があることは間接的に証明するものである。

3) 関連性は肯定的関連でも否定的関連でもよい。たとえば、親子關係確認訴訟において、原告が提出した「子供は夫婦關係の存続期間に出生した」という証

拠は、要証事実に対し肯定的役割を有するが、被告が提出した妊娠中の原告には第三者と性関係があったという証拠は否定的役割を果たす。

3 適法性

適法性とは、証拠は法定の手續に従い収集・提出されなければならないが、法律が定める要件を満たさなければならないことをいう。適法性には以下の二つの意義がある。

1) 証拠の調査・収集、審査、認定は法定の手續によらなければならない。当事者、訴訟代理人および法院は、証拠の調査・収集にあたっては法律の要求を満たさなければならないが、法律の規定に違反してはならない。たとえば、当事者は法律の禁止規定に違反する方法により証拠を収集してはならない（民訴解釈 106 条）。法院は、証拠の調査・収集にあたっては、二人以上で共同して行わなければならない（民訴解釈 97 条）。また、法院は、証拠の審査・認定について法律の要件を満たさなければならない。たとえば、証拠を最終的「定案証拠」とするには、法律に定める質証手續を経なければならないが、当事者が提出した証拠であれ、法院が調査・収集した証拠であれ、質証を経ずに法院の事実認定の根拠としてはならない（中国民訴 66 条、民訴解釈 103 条）。

2) 証拠の形式は適法でなければならない。たとえば、代書遺言は二人以上の証人同席の下、その中の一人が代書し、年月日を明記し、代書者、その他の証人および遺言者が署名しなければならない（相続法 17 条）と定められているため、代書遺言は遺言者の真実の意思表示をありのままに反映するのみならず、二人以上の証人が同席し、遺言に署名することが不可欠の要件であり、この形式的要件を欠く場合には、証拠として用いることはできない。

三 証拠能力

証拠能力とは、一定の事実材料を訴訟の証拠とする法的資格、証拠が法院に採用され、事件事実の認定の根拠とするのに具備しなければならない法的資格をいう。

中国の民事訴訟法学と証拠法学は「客観性」、「関連性」、「適法性」といった概念により証拠の基本的属性を説明するが、これらと証拠能力とは密接な関係を有する。証拠が証拠能力を有するか否かは、証拠と要証事実に関連性があるか否か、および証拠自体が真実性、適法性を有するか否かによって決まる。事件事実